

特集



いたみ杉の子における 新型コロナウイルス 感染防止対策

今年に入って大きな社会問題となっている「新型コロナウイルス」。「いたみ杉の子」においてもイベントの中止、支援方法の再検討など事業計画に大幅な変更を余儀なくされています。そのような状況の中、未だ、治療方法が確立しない感染症であるため、法人としては、何よりも予防に最大限努めています。



各所に消毒液を設置



飛沫防止カーテンの設置
 (左) サポートセンターいたみ杉の子玄関
 (上) ゆうゆう食堂



面接等におけるパーテーションの設置



非接触での検温



マスクをしておきの活動



オンライン会議・感染予防の上での研修の様子



喫茶での感染防止

contents (目次)

- P2・3…いたみ杉の子における新型コロナウイルス対応
- P4・5…第4期中期経営計画の進捗について
- P6…発達支援連携室から
- P7…2019年度の決算状況の報告
- P8…インフォメーション・職員募集

<表紙写真> 「いたみ杉の子」においても他の福祉施設と同様にいろいろな新型コロナウイルス対応策を講じました。写真はそのような取り組みの風景です。感染防止は一人ひとりの認識と日常のごまめな予防が大事です。

新型コロナウイルス感染防止への取組み

「いたみ杉の子」における、新型コロナウイルス感染防止対応について

理事長 小山 達也

○ご家族・職員の協力に感謝します

いたみ杉の子(以下、「法人」という)においては、現時点(2020年10月1日現在)での利用者並びに職員等において、新型コロナウイルス(以下、「コロナ」という)の感染者は発生していません。これも、利用者及びご家族、また職員等の方々が、日々、積極的に感染防止に努めていただいていることや法人からの予防に関する様々なご依頼事項に添えていただいている賜物として深く感謝いたします。

○まずは情報収集から始めました

法人においては、このコロナが広がり始めた3月より「警戒体制」として、法人各事業所における消毒や換気を徹底する他、利用者や支援者との密接を防ぐ施策をとってきました。また、何よりも、この感染症が未知の存在で治療法も確立されていないことから、行政機関や専門家等から寄せられる情報を積極的に収集しました。そのような中、コロナ感染は飛沫や接触等が主な要因であることから、特に、利用者においては不特定多数の方の接触を伴う活動や集会、職員においてはマスク着用や部屋の換気を強く呼び掛けました。

○諸官庁からの指示を基本に

コロナにおいては不明な事項が多いことから、法人においても当然のことながら諸官庁から発出される指示を遵守することを基本としてきました。そのため随時入る国や県からの指示や情報を職員やご家族に周知することに力を入れました。特に4月7日より、兵庫県下でも実施された「緊急事態宣言」期間においては、通所利用者やご家族に可能な限りの利用自粛をお願いするとともに職員においても「在宅勤務」や「特別休暇」の制度を暫定的に整備実施し、職員の子育て支援や健康保持を支援しました。

○法人独自の「慰労金」の交付

コロナ感染防止には、決定的な予防策がないだけに職員において精神的にも多大な負担をかけているのが現状です。特に、入所系の事業所においては24時間の支援体制において、常に感染防止を念頭に置く必要があります。そこで、法人では、そのような職員の努力の一助として、法人独自の「慰労金」の交付を6月に実施させていただきました。その後、同様の「慰労金」の交付が国の方でも決定され、法人としてもこの措置は大いに評価しているところです。

○リモートワークやオンライン会議・面接への取組み

今回のコロナ禍により「リモートワーク」や「オンライン会議・面接」の積極的な導入が呼びかけられています。しかし、私達のようなエッセンシャルな職場においては、直接支援が主たる業務であり、利用者においては障がいがあることから、このようなシステムの導入には難しい面があります。しかし、「密」を防ぐための対策は必要なことから、私達のような職種において、どのようにこのようなシステムが活用できるか、引き続き検討していきたいと思っております。そこで、法人では、まずオンライン会議や面接ができるような設備の整備や専用のネット回線の導入をしています。今後は、法人が行っている公開研修をネットでつないでの実施や、事業所長会議などもオンライン会議でしたりするなど活用を広げていきたいと思っております。

○感染者の発生に備えて

「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」などと言われるように、コロナの感染症は今後なくなることはないと思われず。しかし、ワクチンなどの治療方法が確立していないことや、中には重症化し死亡するケースがある現状では、まだまだ危惧される感染症です。また、感染経路が多様なため、本法人の利用者や職員においても、いつ発生してもおかしくない状況にあります。もちろん予防策は今後も積極的に進めていきますが、一方で、感染者が発生した場合の対応も大事です。法人においてもこの8月頃から、発生を想定したシミュレーションやマニュアル作りをしています。実際に発生した私達と同様の施設や事業所の事例を見る限り、想像を超える大変さが伺えます。特に風評被害については、普段においても私達の法人では地域との関係を大事にしているだけに気を遣うところです。

○最後に

今回のコロナ禍は、法人においてもイベントや行事の見直しなど例年の事業運営を大きく変えました。また、前段でも述べたように今後もこの感染症の拡大は続くことが予想されます。いずれ、コロナに関しても適切な治療方法が確立されることと確信しています。それまでは、法人としては予防策に最大限の努力をしていきたいと思っておりますので、利用者、ご家族や職員、また、関係各位におかれましてはご理解ご支援をよろしくお願い申し上げます。

法人の「新型コロナウイルス感染拡大防止」における対応経緯(2020年2月～8月)

月日	内容
2.25	新型コロナウイルス感染症対策における政府の基本方針が発出される
3.2	法人の「警戒体制」を実施する(実施期間:3.2～3.16) ○国・県から発出されている通知に従った対応の徹底 ○上記に加え法人独自の実施事項(利用者の毎日検温、活動の制限、部屋換気等)
3.16	法人の「警戒体制」を3月末まで延長する
4.1	法人の「警戒体制」を期間を定めず再延長する
4.7	政府の緊急事態宣言が発令される(4.7～5.6)
4.8	法人の「警戒体制」を強化し実施する ○予防強化(利用者間の接触の機会をなくす支援に変更) ○感染者の発生を想定した対応を策定 法人の各事業所長より利用者及び利用者家族へ「緊急事態宣言」にもとづく利用自粛を要請 理事長より職員に「在宅勤務」及び「特別休暇」の実施を通知(緊急事態宣言期間に限り)
4.30	理事長より法人役員・評議員へ新型コロナウイルス感染における法人の現状と対応経過を報告
5.5	政府の緊急事態宣言が延長決定される(5.7～5.31)
5.7	職員全員にコロナ対応における健康管理特別給付金を福利厚生の一環として支給する 政府による「緊急事態宣言」が兵庫県も解除される。同時に兵庫県より宣言解除後の対応方針が出される
5.21	兵庫県の対応方針を受け、法人としては、「緊急事態宣言」が解除されても、従来どおりの対応することを確認
5.31	「緊急事態宣言」解除を受け、職員へ「在宅勤務」並びに「特別休暇」を終了
6.3	兵庫県の今後の対応方針を受け、法人として「県が示す3つの事項(事業実施、直接面接の回避、マスク等の確保)」に対して具体的な取り組みを検討する
6.22	政府において、社会経済活動の緩和されたことを受け、理事長より職員に「日常生活における留意事項」を通知
7.8	県の対応方針を受け、法人として概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の確保、並びに感染者の発生を想定したシミュレーションを行うことを決定
7.10	県による「近隣施設における感染者発生にともなう利用者の一時受け入れ施設」確保について協力回答する
7.22	国のGOTOトラベル事業が実施されるにあたり、同事業の利用を含め職員の休日等での感染防止策をより一層遵守することを通知する
7.27	兵庫県内の感染者数の増加にともない、県が「感染拡大期」宣言を行い、合わせて社会福祉施設への新たな対応方針が出たため、その内容を職員に通知する
8.1	国が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の県の実施要綱及び実施要領を受理
8.5	県新型コロナウイルス対応従事者慰労金交付事業における法人対応方針を決定(委託事業職員を含め全職員に交付する)
8.19	「緊急包括支援交付金」における「感染症対策徹底支援」について、本法人としての申請内容を決定
8.24	法人職員が保健所等の公的機関によりPCR検査の指示を受けた場合の処遇(休暇の扱い)について決定し、職員に通知する
8.25	感染防止及び感染者が出た場合の対応について、理事長名で再度依頼する(注意喚起)
8.31	県の新型コロナウイルス感染防止対応方針の改定を受け職員に通知する

法人各事業所における 新型コロナウイルス感染防止の取り組み



いたみ杉の子では、多くの事業を展開していることから、それぞれの事業所の実情や利用者に合わせて感染防止の取り組みや事業活動を実施しています。

人混みや密室など三密を回避しつつ、利用者が安心して活動参加できるような工夫、また、自粛が続くなか楽しい時間を過ごせるようなプログラムを実施しています。

○ホープゆう

スカイパークでの散策。運動不足の解消とリフレッシュ。ソーシャルディスタンスも確保です。



○ゆうゆう

七夕かざり。季節感を感じつつ短冊に願いを込めて。「早くコロナが収束しますように…。」



○フォーゆう



○ウォークゆう



○ライフゆう



今年は軒並み中止になった夏祭り。例年楽しみにされている利用者も多く、三密回避と衛生管理のもと、各所で飾りつけや音楽などの演出から始まり、かき氷やスマートボール、フランクフルトなど館内・屋台を回りながらのミニ夏祭りを開催。利用者・スタッフとも楽しめる、工夫を凝らしたイベントとなりました。

○ウィズゆう・リーフゆう(相談グループ)

相談グループでは、新型コロナウイルス感染対策として基本的に電話や郵便での対応を基本とさせていただきます。お会いできない分、十分にお気持ちを受け止められないことがあったかもしれませんが今後は利用者様と面談方法をご相談しながらすすめていきたいと思っています。皆様にはご不便をおかけしますが、感染対策をとりながら、できる限り皆様に寄り添った支援ができるように努めさせていただきます。

コロナ禍が早く収束し、従来通り、安心した相談活動ができることを相談員一同願っております。

○ジョブリンクゆう

ジョブリンクゆうでは、活動のひとつに外勤作業があり、緊急事態宣言発令で一時休止となりました。通所されている方、一人ひとりに説明をする中、半数以上の方が、不安もあり、通所の自粛を希望され自宅待機となりました。発令中は、毎日職員より連絡を行い、体調確認とあわせて、自宅ですぐされたかを聞きながら状況確認と不安の軽減をはかりました。解除後、全員揃った日は、日常の大切さをあらためてかみしめた1日となりました。現在も、毎朝検温のうえ一人ひとりの表情を確認するとともに、予防対策も万全に活動を続けています。

○シーズゆう(放課後等デイサービス事業など)

コロナ期間中は、学校が臨時休業や分散登校の対応をとっていただきましたので、子ども達の活動の場を確保するため、シーズゆうは朝から開所してきました。

来所される子ども達はコロナウイルスに負けにくい元気いっぱい。室内での運動や創作、調理、音楽会などの活動に加え、朝からお弁当を持っておでかけするなどしました。勿論、万全の予防体制をとりながら。子ども達はこの時期、外での遊びをすごく喜んでいました。今後も、感染予防を最優先にできる工夫をしながら楽しいデイにしたいと思います。

○阪神北障害者就業・生活支援センター(国県委託事業)

これまでの支援方法は、センター内面談、企業訪問等による「対面方式」による相談援助業務が中心でしたが、コロナ対策後は、国や県からの方針を踏まえ、予約制の相談、マスクの着用や飛沫感染防止のパーティションの設置などを行ったり、企業への訪問業務もテレワークを導入したりしてきています。

なによりもコロナ禍を受けて障害者雇用を巡る情勢は先行きが見えない状況にあることから、障がいのある方の雇用・就労支援はより強力に進めていきます。



昨年度、開所した「ガーデンハイツの子」

「いたみ杉の子」は次のステップへ!!

第4期中期経営計画(2020～2022年度)の進捗について

「いたみ杉の子」では、昨年度で終了した第3期中期経営計画(マスタープラン)に続き、第4期計画を策定しました。今年度は、第4期計画の初年度として、同計画で示した実施事項の実現に向けてスタートしました。



<第4期中期経営計画概要>

○基本方針

障がいのある人の高齢化や重度化が進む一方、支援を必要とする人も広がりつつある状況において、法人の支援力強化や専門性の向上はこれまで以上に期待されています。しかし、法人においては、現在、深刻な人材不足や法人運営の経営力の強化等の課題が山積していることから、第4期の経営計画においては、これらの法人の課題の解決の指針を示すとともに、今後は他法人や他機関との連携や協働を推進することによって、増えつつあるニーズへの対応や法人の維持、発展をめざすものです。

○重点事項

- 1: 高齢化・重度化に対応しライフステージを通じた支援体制を目指す
- 2: 発達障がい児者への相談、療育等の専門的な支援能力の向上を目指す
- 3: 安定した工賃を得ることができる授産事業の開発と就労を含む社会参加の強化を目指す
- 4: 法人や仕事の魅力を高め、発信することで人材の確保や働き甲斐のある職場を目指す
- 5: 法人の維持と発展を目指すための経営体制の強化を目指す

○第4期計画の特長は「連携」です

「いたみ杉の子(以下、「法人」という)」の利用者を含め、障がいのある方の「高齢化・重度化」は、昨今大きな課題となっています。第4期の計画においても、この課題は重点事項の1つとして挙げていますが、この課題を含め、今後の障がいのある方への支援については、幅広い分野による“包括的”な取組が必要です。そこで、今回の第4期計画においては、様々な課題に対して法人だけで取り組むのではなく高齢者分野や関係機関と連携して取り組んでいくことを大きな特長としています。

・推進協議会の設置

法人では、この第4期中期経営計画を行政や他団体と連携して実施していくために関係する機関の代表の方に参画していただいた「第4期中期経営計画 推進協議会」を設置しました。

・課題別作業チーム(ワーキングチーム)の設置

また、法人では、第4期中期経営計画で示している課題について、連携機関とより具体的な事業を進めるための作業チーム(ワーキングチーム)を設置して検討しています。

<第4期中期経営計画 推進協議会委員構成>

- ・伊丹市健康福祉部地域福祉室障害福祉課長
- ・伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課長
- ・伊丹市教育委員会事務局こども未来部
幼児教育保育室こども発達支援センター所長
- ・伊丹市社会福祉協議会常務理事
- ・伊丹市社会福祉事業団常務理事
- ・協同の苑さつき・くすのきセンター長
- ・伊丹市手をつなぐ育成会理事長

課題	連携協議先
●計画相談における児童ケースの受入れ及び 保育・教育分野との連携について	●伊丹市こども福祉課 ●こども発達支援センターあすばる
●地域生活支援拠点における役割について ●相談支援体制について ●居宅介護事業の必要性について	●伊丹市障害福祉課
●高齢・介護施設との連携について ●障害分野における授産作業の協働開発に向けて	●伊丹市社会福祉事業団
●高齢化・重度化対策について	●伊丹市手をつなぐ育成会
●障害者ボランティアの養成と地域支援について ●地域生活支援センターと阪神北との協力関係づくり	●伊丹市社会福祉協議会
●法人間連携について	●協同の苑

○第4期計画の最終年度は法人設立25周年になります

第4期計画の最終年度(2022年度)は、法人が設立されてから25周年という節目の年度となります。「社会福祉法人いたみ杉の子」は、知的に障がいのある子をもつ保護者会「伊丹市手をつなぐ育成会」を母体に市行政の支援で設立されました。設立後は学校卒業後の日中活動の場「ゆうゆう」の開設を皮切りに、地域での生活への移行を目指した入所施設「ライフゆう」、そして地域の暮らしを支えるグループホーム「ウォークゆう」などを設置し、相談支援事業や就労支援事業も合わせて実施するようになってきました。しかし、今日になって、利用者の高齢化や重度化、さらに発達障害者等の広範囲な支援が求められる一方、支援員等の福祉人材不足が深刻化しつつあることから、第4期計画では、支援の効率化をはかるためのハード整備、他分野との連携した事業推進、社会福祉法人としての公益性を重視した法人経営を目指していきます。

法人2カ所目となるオリジナルのグループホーム 「(仮称)メゾン杉の子」の建築が決まる

「いたみ杉の子」では、障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには「障がい状況に合わせたオリジナルのグループホーム(住まい)」が必要と考え、昨年度(2019年度)公益社団法人JKA(競輪・オートレース収益による公益法人)の補助を受け、昆陽南に「ガーデンハイツの子(5名のホームを3棟合築)」を開設しました。(P4左上の写真参照)しかし、このようなオリジナルのグループホームは今後も必要なことから、2カ所目となるホームの開設を令和2年度の国・県の施設整備費を申請していましたが内定を得ることができ、令和4年度(2022年度)の開設に向け準備を進めることになりました。

発 達 支 援 連 携 室 か ら

発達支援連携室(以下、「連携室」という)は、2016年度に「いたみ杉の子」の独自の事業として設置した部署です。連携室は、知的・発達障がいのある児童が発達に応じて教育から福祉の分野へ移行しても一貫した支援ができるよう情報の共有化やそれぞれの分野が連携できる場づくりを行っています。

○放課後等デイサービス事業所等連絡会

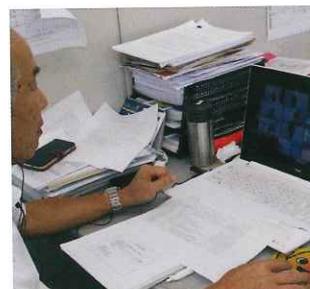
放課後等デイサービス事業所等連絡会(以下、「連絡会」という)は、2014年度に法人の呼び掛けで開催した連絡会です。放課後等デイサービス事業については、2012年度の児童福祉法の改正により、学校の放課後や長期休暇における障がい児童の療育を目的としたデイサービスです。伊丹市においても多数の事業所が実施しており、それぞれの事業所が事業の目的を確認し、さらに特別支援学校等との情報共有が必要なことから実施しました。この連絡会は、実施後6年を経過し、参加事業所も増え、すっかり定着した連絡会となっています。今年度は、コロナの影響を受け開催できていませんでしたが、10月22日に今年最初の連絡会を開催しました。



昨年度の連絡会風景

○発達障害学生の就労支援事業

今日、大学のキャリア支援室等において、発達障がいのある学生の方の就労支援が課題となっており、法人としても独自事業として、阪神間の大学等と協力しながら、この就労支援について取り組んでいます。今年度は、コロナの影響もあり、オンライン会議で、各大学の就労支援担当者会議を7月16日・8月20日・9月18日と3回開催しました。次に、10月27日には西宮市大学交流センターにて就労支援セミナー(社会資源の紹介)や個別面接を実施します。



テレワークによる支援

○公開研修

法人では、兵庫県より「障害児等療育支援事業」を受託し連携室において担当していますが、その事業の一環として障がい児者の支援に携わる支援員等を対象とした公開研修会を実施しています。例年、関心の高い課題をテーマに4~6回の公開研修を開催しています。今年度は、コロナの影響を受けたものの第1回目の研修を9月4日に「障害者の高齢化」をテーマに開催しました。今後は、法人内事例検討会も含め公開研修を3回・家族向け学習会を2回実施予定です。



コロナ対策に配慮した研修会

○兵庫県教育委員会の委員会に参画

連携室では、兵庫県教育委員会からの依頼を受け、「学校と福祉機関の連携に係る検討会議」の委員会の委員として2名が参画しています。兵庫県教育委員会が文部科学省の委託を受けて「トライアングル」プロジェクト実践研修事業の実施にむけて家庭・教育・福祉における一貫した支援を進めるための検討会議です。具体的な連携マニュアルの作成にむけた会議です。

社会福祉法人いたみ杉の子 2019年度(令和元年度)の決算報告

○法人事業

事業所名	実施事業
ゆうゆう	生活介護・就労継続支援B型
フォーゆう	生活介護
ホープゆう	生活介護
ライフゆう	施設入所・短期入所
ウォークゆう	共同生活援助・日中一時支援事業
ジョブリンクゆう	就労継続支援B型・就労移行
シーズゆう	放課後等デイサービス事業 他
ウィズゆう	指定特定相談支援事業、相談支援事業
リーフゆう	指定障害児相談支援事業
阪神北障害者就業・生活支援センター	雇用安定等事業・生活等支援事業 就職拡大推進事業
発達支援連携室	障害児等療育支援事業

○委託・補助金収入

国・県・市から法人へ委託されている事業及び補助事業による収入

項目	事業名	金額(円)
委託費	雇用安定等事業	24,769,419
	生活支援等事業	5,010,000
	就職拡大推進事業	4,524,000
	障害児等療育支援事業	3,604,688
	相談支援事業	6,406,320
	日中一時支援事業	6,383,200
補助金	家賃助成補助	4,311,450
	特別処遇補助	14,813,800
	施設運営補助	2,500,000
	民間施設補助	846,000
合計		73,168,877

○貸借対照表

資産の部		負債の部	
流動資産	407,744,999	流動負債	144,192,975
固定資産 (内訳)	1,223,658,304	固定負債	92,789,426
基本財産	906,952,720	負債の部合計	236,982,401
その他の固定資産	316,705,584	純資産の部	
		基本金	168,730,187
		国庫補助等積立金	646,634,537
		その他積立金	207,372,818
		次期繰越活動差額	371,683,360
		純資産の部合計	1,394,420,902
資産の部合計	1,631,403,303	負債及び純資産の部合計	1,631,403,303

○就労支援事業収支

利用者の作業活動・工賃等にかかる収支

事業所	事業収入(円)	工賃等支出(円)	差額(円)
ゆうゆう	7,434,369	7,284,088	150,281
ジョブリンクゆう	5,692,902	5,498,920	193,982

○福祉事業収入

法人が実施する障害福祉サービスに対する報酬費(収入)

項目	収入(円)
介護給付費	548,467,175
訓練等給付費	45,652,720
計画相談	4,505,523
障害児通所	11,130,291
障害児相談	2,120,907
補足給付費	8,098,805
利用者負担	604,660
利用料収入	50,438,956
合計	671,019,037

○人件費・事業費・事務費等支出

項目	金額(円)	比率
役員報酬	1,072,000	0.14%
職員給与	486,525,081	65.3%
退職給付	12,303,258	1.6%
事務費	142,367,508	19.1%
事業費	75,098,960	10.0%
合計	717,366,807	

※比率は、福祉事業収入・委託・補助収入の合計(744,187,914円)に対して

いたみ杉の子では職員を募集しています



詳しくは法人本部 採用担当まで。

- TEL:072-777-7486 ●MAIL:saiyo@itamisuginoko.or.jp
- 法人ホームページ <http://www.itamisuginoko.or.jp/>
- マイナビ福祉・介護 <https://mynavi-kaigo.jp/>
- LINEなどもご利用ください。

人とつながり 未来へ
人と いっしょに 創造
人と 成長し あたらしい
夢をつくる 職場です

令和元年度共同募金施設臨時配分金の交付を受けました
ありがとうございます

「いたみ杉の子」では、令和元年度兵庫県共同募金会の施設臨時配分金の交付を受け、入所施設「ライフゆう」の浴室改修を行いました。利用者の高齢化・重度化が進む状況において大変助かっています。募金者の皆様に厚くお礼申し上げます。

○配分額:1,930,000円(事業総額 2,782,131円)
○事業目的:利用者の高齢化等に対応するため介護しやすい浴槽の導入



「ゆうゆう」の
エレベーターが
新しくなりました

通所事業所「ゆうゆう」のエレベーターは、老朽化のため令和元年度の国・県社会福祉施設等施設整備費の助成を受けリニューアル工事を進めていましたが、この7月末に工事が完了し新しくなりました。また、入所施設「ライフゆう」の自家発電機設置工事も同様に施設整備費を受け、この3月に完了しましたのでお知らせします。

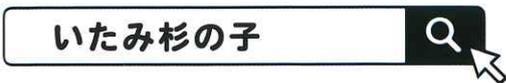
いたみ杉の子
公式LINEアカウント



「いたみ杉の子」では、公式LINEアカウントを開設しました。事業についての問合せ、職員募集の申込などLINEを通じてアクセスできます。



* ホームページ・FACEBOOKも
ご覧ください。



「いたみ杉の子・メルマガ」
を受信しませんか？

「いたみ杉の子」では、月1~2回程度、法人の現状や公開研修等の案内などの情報をメールマガジン(メルマガ)として発信しています。このメルマガの受信を希望する方は、下記にご連絡(メール)ください。なお、メルマガはパソコンから発信しますので、スマホなどテキストデータの受信が可能なメールアドレスを登録して下さい。

<受信申込>

氏名、職業(事業所名等)などを次のメールアドレスに送信してください。

kouenkai@itamisuginoko.or.jp

YOUねっと29号 編集・発行
社会福祉法人いたみ杉の子

〒664-0006 伊丹市鴻池1-10-15
電話/072(777)7486 FAX/072(777)7446
e-mail/honbu@itamisuginoko.or.jp